第３部:ワークショップ　[後半]

⑩「ホームロイヤーによるトータルサービス
～見守り・財産管理・任意後見・
遺言・死後事務委任・信託等～」

■講師

弁護士 伊庭 潔 氏

日本弁護士連合会信託センター長

■概要

ホームロイヤーとは，主に高齢者を対象とした顧問弁護士（かかりつけ弁護士）のことであり、掛け捨て保険の保険料程度の顧問料で，平時のうちから弁護士との関係を構築しておくものです。平時から弁護士とつながっておくことで、不審な電話がかかってきた場合等の特殊詐欺対策になり、また、自分の趣味・志向・家族関係等を馴染みの弁護士に伝えておくことで，財産管理・身上保護・生前対策等に自らの意思を十分に反映させることができます。信託とは、委託者が受託者に自分の財産を託し（信託行為）、受益者のために信託目的に従い信託財産を管理・処分することです。各テーマについて詳しくお話しします。

■場所　武蔵野大学8号館3階 教室

世界の幸せをカタチにする。
Creating Peace & Happiness for the World
Musashino University